

**「速旅 ニッポンレンタカーバウチャー券付ドライブプラン」に係る  
速旅商品券類付ドライブプラン共通規約別表**

「速旅 ニッポンレンタカーバウチャー券付ドライブプラン」のご利用においては、速旅商品券類付ドライブプラン共通規約とともに、以下の別表 1 から別表 1 2 までが適用されます。

**別表 1：商品券類の内容**

名称	ニッポンレンタカーバウチャー券
額面	10,000 円
販売価格	10,000 円
券構成	10,000 円券×1 枚+【特典】付帯保障制度（安心コース）の付与
発行者	ニッポンレンタカーアーバンネット株式会社
有効期限	引換当日限り有効
使用方法	バウチャー券を別表 2 に記載施設での代金支払い時に金券として使用可能。釣り銭は支払われません。

**別表 2 商品券類利用可能施設**

利用対象施設名	ニッポンレンタカー各営業所（東京都・神奈川県内に限る）
---------	-----------------------------

**別表 3：本プランの利用可能期間**

利用可能期間	2023 年 1 月 5 日(木)～2023 年 12 月 25 日(月)
--------	---------------------------------------

**別表 4：本プランの申込期限**

申込期限	高速定額利用（出発）日の 4 日前まで
------	---------------------

**別表 5：商品券の引換場所**

施設名称	住所	引換対応時間
ニッポンレンタカー各営業所 （約 140 店舗）	別掲（東京都・神奈川県内の営業所に限る）	営業時間内

**別表 6：商品券の引換方法**

申込確認書の媒体	商品券の引換方法
スマートフォン・タブレット端末の画面、または各自で紙に印刷し、所定欄に申込者が署名をした申込確認書	事前に別表 5 に定める営業所にレンタカー予約を行ったうえで、共通規約第 8 条に定める施設利用日に、レンタカー予約を行った営業所のフロントにて左記媒体による申込確認書を提出するとともに、運転免許証等の身分証明書を提示してください。本人確認ができた場合にのみ、申込確認書を別表 1 記載の額面のバウチャー券としてレンタカー代金のお支払いに充当することができます。但し、レンタカー代金が 1 万円未満であってもお釣りは出ませんのでご注意ください。

別表7：発着付き周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	バウチャー 券 引換日 (※1)
バウチャー券 ①-A<発着付き> 首都圏⇒ 南信州・静岡プラン 3日間	①	A	<u>16,300円</u> (内訳) 高速定額利用分 6,300円 バウチャー券 10,000円	<u>15,000円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,000円 バウチャー券 10,000円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大3日 間	左記の高速 定額利用可 能期間のう ち1日
バウチャー券 ②-B<発着付き> 首都圏⇒ 静岡・愛知プラン 3日間	②	B	<u>21,000円</u> (内訳) 高速定額利用分 11,000円 バウチャー券 10,000円	<u>18,800円</u> (内訳) 高速定額利用分 8,800円 バウチャー券 10,000円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大3日 間	左記の高速 定額利用可 能期間のう ち1日
バウチャー券 ③-C<発着付き> 首都圏⇒ 河口湖・諏訪・焼津 プラン 3日間	③	C	<u>15,400円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,400円 バウチャー券 10,000円	<u>14,300円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,300円 バウチャー券 10,000円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大3日 間	左記の高速 定額利用可 能期間のう ち1日
バウチャー券 ④-D<発着付き> 首都圏⇒ 河口湖・沼津・箱根 プラン 2日間	④	D	<u>13,100円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,100円 バウチャー券 10,000円	<u>12,400円</u> (内訳) 高速定額利用分 2,400円 バウチャー券 10,000円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大2日 間	左記の高速 定額利用可 能期間のう ち1日

※1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第16条第3項に記載の場合を除く

別表8：発着なし周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

対象プランなし

別表 9：高速定額利用（発着エリア）

番号	対象路線	対象インターチェンジ
① (★1)	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)、横浜町田 IC、綾瀬スマート IC、厚木 IC
	新東名高速道路	厚木南 IC
	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC
	首都圏中央連絡自動車道	厚木 PA スマート IC、圏央厚木 IC、海老名 IC、寒川北 IC、寒川南 IC
	新湘南バイパス	茅ヶ崎海岸 IC、茅ヶ崎西 IC、茅ヶ崎中央 IC(※2)、藤沢 IC
② (★1)	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)、横浜町田 IC、綾瀬スマート IC、厚木 IC、秦野中井 IC、大井松田 IC
	新東名高速道路	厚木南 IC、伊勢原大山 IC、秦野丹沢スマート IC、新秦野 IC
	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC、八王子 IC、相模湖東 IC、相模湖 IC
	首都圏中央連絡自動車道	八王子西 IC、高尾山 IC、相模原 IC、相模原愛川 IC、厚木 PA スマート IC、圏央厚木 IC、海老名 IC、寒川北 IC、寒川南 IC
	新湘南バイパス	茅ヶ崎海岸 IC、茅ヶ崎西 IC、茅ヶ崎中央 IC(※2)、藤沢 IC
③	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)
	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC
④	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)
	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC

★1 ①-A、②-B プランは、往路通行及び復路通行において、第9条第1項第一号および同項第三号にかかわらず、当社が管轄する高速道路および一般有料道路に加えて、国土交通省が管轄する国道134号、西湘バイパス（大磯東 IC～西湘二宮 IC）も通行いただけます。ただし、通行止めによりやむを得ない場合を除き、途中の IC での流出入はできませんのでご注意ください。

※1 東京 IC と高井戸 IC、横浜青葉 IC/JCT は首都高速道路からも連続した走行でご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路の料金が必要です（復路も同様）。

※2 茅ヶ崎中央 IC からは首都圏中央連絡自動車道への流出入はできません。

別表 10 : 高速定額利用 (周遊エリア)

記号	区間
<p>A (★1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路(秦野中井 IC~掛川 IC)</li> <li>・ 新東名高速道路 (伊勢原大山 IC~新秦野 IC、新御殿場 IC~遠州森町スマート IC、清水 JCT~新清水 JCT)</li> <li>・ 中央自動車道(八王子 IC~河口湖 IC、大月 JCT~伊北 IC)</li> <li>・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC~相模原愛川 IC)</li> <li>・ 長野自動車道(岡谷 JCT~安曇野 IC)</li> <li>・ 中部横断自動車道(新清水 JCT~富沢 IC、六郷 IC~双葉 JCT)</li> <li>・ 小田原厚木道路(伊勢原 IC~小田原西 IC)</li> <li>・ 西湘バイパス(全線)</li> <li>・ 東富士五湖道路(全線)</li> </ul>
<p>B (★1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路(足柄スマート IC~小牧 IC)(※1)</li> <li>・ 新東名高速道路 (新御殿場 IC~豊田東 JCT、清水 JCT~新清水 JCT、浜松いなさ JCT~三ヶ日 JCT)</li> <li>・ 伊勢湾岸自動車道・伊勢湾岸道路(豊田東 JCT~四日市 JCT)</li> <li>・ 中央自動車道(上野原 IC~河口湖 IC、大月 JCT~韮崎 IC、土岐 IC~小牧 JCT)</li> <li>・ 名神高速道路(小牧 IC~彦根 IC)</li> <li>・ 新名神高速道路(四日市 JCT~菰野 IC)</li> <li>・ 東名阪自動車道(名古屋西 JCT~四日市東 IC)</li> <li>・ 北陸自動車道(米原 JCT~長浜 IC)</li> <li>・ 中部横断自動車道(新清水 JCT~富沢 IC、六郷 IC~双葉 JCT)</li> <li>・ 東海北陸自動車道(一宮稲沢北 IC・一宮 JCT~岐阜各務原 IC)</li> <li>・ 東海環状自動車道 (豊田東 JCT~五斗蔭スマート IC、大野神戸 IC~養老 IC、大安 IC~新四日市 JCT)</li> <li>・ 名古屋第二環状自動車道(全線)</li> <li>・ 小田原厚木道路(伊勢原 IC~小田原西 IC)</li> <li>・ 西湘バイパス(全線)</li> <li>・ 東富士五湖道路(全線)</li> </ul>

C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路(横浜町田 IC～焼津 IC)</li> <li>・ 新東名高速道路 (海老名南 JCT～新秦野 IC、新御殿場 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT)</li> <li>・ 中央自動車道(八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪 IC)</li> <li>・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT)</li> <li>・ 中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)</li> <li>・ 小田原厚木道路(全線)</li> <li>・ 西湘バイパス(全線)</li> <li>・ 新湘南バイパス(全線)</li> <li>・ 東富士五湖道路(全線)</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路(横浜町田 IC～愛鷹スマート IC)</li> <li>・ 新東名高速道路(海老名南 JCT～新秦野 IC、新御殿場 IC～駿河湾沼津スマート IC)</li> <li>・ 中央自動車道(八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～笛吹八代スマート IC)</li> <li>・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT)</li> <li>・ 小田原厚木道路(全線)</li> <li>・ 西湘バイパス(全線)</li> <li>・ 新湘南バイパス(全線)</li> <li>・ 東富士五湖道路(全線)</li> </ul>

【往路通行及び復路通行における特例】

★1 ①-A、②-B プランは、往路通行及び復路通行において、第9条第1項第一号および同項第三号にかかわらず、当社が管轄する高速道路および一般有料道路に加えて、国土交通省が管轄する国道134号、西湘バイパス(大磯東 IC～西湘二宮 IC)も通行いただけます。ただし、通行止めによりやむを得ない場合を除き、途中の IC での流出入はできませんのでご注意ください。

※1 名古屋瀬戸道路の日進 JCT～長久手 IC 間も連続してご利用いただけますが、名古屋瀬戸道路の通行料金が別途必要です。

**別表 1 1：商品券を利用しなかった場合の代替商品の発送に関する事項**

代替商品の内容	配送費用の負担	申し出の有効期間	代替商品の利用有効期間	商品券発行者が指定する発送者
バウチャー券	申込者負担	施設利用日から 2 か月間	発送日から 6 か月間	なし

**別表 1 2：申込者の個人情報を提供する先として指定する者**

指定者	別表 2 に定める商品券類利用可能施設
-----	---------------------